		二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	第１項第３号イからハまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 一　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。 二　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 三　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
三　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トン以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とするものに限り、第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準 二　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準 三　協定規則第80号の技術的な要件に定める基準
四　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トンを超えるもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	協定規則第80号の技術的な要件に定める基準
	第１項第３号イからハまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 一　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。 二　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 三　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
五　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トンを超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とするものに限り、第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準 二　協定規則第80号の技術的な要件に定める基準
六　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
七　貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車及び次号に掲げる自動車を除く。）	前向き座席	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
八　緊急自動車	前向き座席	前各号の基準にかかわらず次に掲げる基準 一　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。 二　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 三　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

第百八条第五項中「協定規則第14号第７改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第３改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第２改訂版」を「同規則第７改訂版補足第３改訂版」に改める。

第百十条第１項中「同規則第７改訂版補足第２改訂版」を「同規則第７改訂版補足第３改訂版」に改める。

第百十一条第１項中「協定規則第123号改訂版補足改訂版6.3.及び7.」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準」に改め、同条第九項中「協定規則第123号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）及び協定規則第123号改訂版補足改訂版5.8.は、」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準は」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.1.1.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版5.3.1.1.」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版6.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版6.」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版9.2.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版9.2.」に改める。